

救済制度について

Q救済補償制度とは？

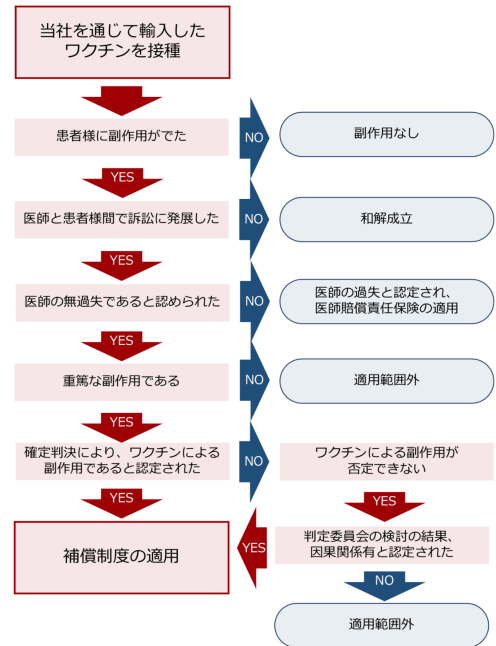
輸入ワクチン（国内未承認ワクチン）投与によって患者様に重篤な副作用が出現した場合、副作用被害補償制度を受けることができます。

国内で認証されているワクチンは、健康被害に対する国の救済制度が既に確立しておりますが、国内未承認ワクチンについては対象外となります。

つばめLaboは輸入ワクチン（国内未承認ワクチン）を接種された患者様の救済被害の救済を図ることを目的に、補償制度を行っております。

Q救済補償内容は？

区分	補償内容
死亡	2,000 万円
障害 1 級	1,000 万円
障害 2 級	500 万円



等級	障害の状態
1 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がる事のできない程度の障害を有するもの 2. 前号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 3. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 4. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの <p><注>独立行政法人医薬品医療機器総合機構の解説を参考として次の通りとする。「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの。例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの。すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲が概ねベッド周辺に限られているものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が概ね病室内に限られるもの</p>
2 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 2. 前号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 3. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 4. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの <p><注>独立行政法人医薬品医療機器総合機構の解説を参考として次の通りとする。「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることが必要とする程度」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもの。例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽い捕食作り、ハンカチ程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの。すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲が概ね病棟内に限られているものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が概ね家庭内に限られるもの</p>